

・競争参加者の指名基準について

(平16. 7. 1 付34-22)

総務人事等担当理事
理事長 から 募集販売本部長 あて
各支社長
各地域支社長

改正 平成18年5月12日(イ)
平成21年3月17日(ロ)

独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第356条に規定する別に定める基準(以下「競争参加者の指名基準」という。)を下記のとおり定めたので、通知する。(イ)(ロ)

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

記

工事等の請負契約等に係る競争参加者の指名基準は、次のとおりとする。
なお、指名に際しては、当該事業年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏しないようにしなければならない。

1 工事の請負契約

工事の請負契約については、「建設業者登録要領について」(平16. 7. 1 付34-1。以下「建設業者登録要領」という。)に基づき競争参加資格を有する業者として登録された者のうちから、次のイからチまでに掲げる事項に留意して指名する。

イ 不誠実な行為の有無

ロ 客観的事項の審査基準日(建設業者登録要領第5に規定する定期の資格審査申請書の受付日の直前の営業年度の終了日をいう。以下この項において同じ。)以降における経営状況

ハ 主観的事項の審査基準日(建設業者登録要領第5に規定する定期の資格審査申請書の受付開始日の属する年度の10月1日をいう。)以降における工事成績

ニ 当該工事に対する地理的条件

ホ 手持ち工事の状況

ヘ 当該工事施工についての技術的適性

ト 客観的事項の審査基準日以降における安全管理の状況

チ 客観的事項の審査基準日以降における労働福祉の状況

2 物品の購入等契約

物品の購入、修理、運送、広告、印刷その他の契約については、原則として、「物品購入等に係る競争参加者登録要領について」(平16. 7. 1 付

34-98。以下「物品購入等登録要領」という。)に基づき競争参加資格を有する業者として登録された者のうちから、次のイからニまでに掲げる事項に留意して指名する。

イ 不誠実な行為の有為

ロ 審査基準日(物品購入等登録要領第5に規定する定期の資格審査申請書の受付日の直前の営業年度の終了日をいう。)以降における経営状況

ハ 当該契約に係る地理的条件

ニ 当該契約についての技術的適性

3 測量、土質調査、建設コンサルタント等業務の請負又は委託に係る契約
測量、土質調査、建設コンサルタント等業務の請負又は委託に係る契約については、原則として、「測量業者、土質調査業者、建設コンサルタント等登録要領について」(平16. 7. 1付34-5。以下「建設コンサルタント等登録要領」という。)に基づき競争参加資格を有する業者として登録された者のうちから、次のイからトまでに掲げる事項に留意して指名する。

イ 不誠実な行為の有無

ロ 審査基準日(建設コンサルタント等登録要領第5に規定する定期の資格審査申請書の受付日の直前の営業年度の終了日をいう。以下この項において同じ。)以降における経営状況

ハ 審査基準日以降における業務成績

ニ 手持ち業務の状況

ホ 当該業務についての技術的適性

ヘ 審査基準日以降における安全管理の状況

ト 審査基準日以降における労働福祉の状況

以 上